

ポストの使用期限は約3カ月です。

各世帯の申請は、①③のうちいずれか一つです。複数申請不可。

問 生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042(588)5068

快適な生活と美しい環境を守るため

浄化槽の適切な維持管理を!

浄化槽は、微生物の働きを利用して日常生活によって発生する汚水を処理し、綺麗な状態にして河川等に排水するための施設です。浄化槽の効果を十分に発揮するためには、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理は、「保守管理」、「清掃」、「法定検査」に分かれていて、定期的な実施が必要です。また、浄化槽法では、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。

下水道に未接続で浄化槽をご利用の方は、快適な生活と美しい環境を守るために、浄化槽の適切な維持管理をお願いします。

■浄化槽清掃の許可業者

(株)スーピングサービス

☎ 042(597)6112



■保守点検に関するお問合せ

東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課

浄化槽担当 ☎ 042(528)2602

■法定検査に関するお問合せ

公益財団法人 東京都環境公社

浄化槽検査係 ☎ 042(595)7982

問 生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042(588)5068

除草剤を使用する際の注意事項

住宅地等で除草剤を使用するときは、近隣に迷惑にならないように注意しましょう。

特に噴霧タイプの除草剤は、風向きなどによって近所の花壇や鉢植えなどに影響を与えてしまうことがあります。また、洗濯物が汚れたり臭いなどによる健康被害など、思わぬ近所トラブルにもなりかねません。

製品の説明書にかかれている使用方法をよく確認し、近隣に気を配りながら使用ください。

問 生活安全安心課 環境リサイクル係

☎ 042(588)5068

循環組合の焼却灰の放射性物質測定結果

東京たま広域資源循環組合は、日の出町内のエコセメント化施設へ搬入する焼却灰(主灰・飛灰・飛灰固化物)の放射性物質濃度、二ツ塚処分場とエコセメント化施設周辺の空間放射線量の測定を行っています。

5月6日～26日に行った調査結果は、全ての調査で基準値以下でした。

なお、測定した数値は、企画財政課でご覧いただけます。

問 企画財政課 企画係 ☎ 042(588)4117

税金

7月の夜間・休日の納税窓口開設日

夜間 7月15日(木) 午後7時30分まで
休日 7月17日(土)、18日(日)
午前9時から午後1時まで

問 税務課 納税係 ☎ 042(588)4107

保険・年金

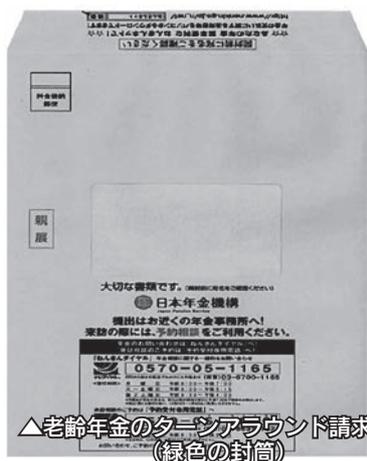
インターネットによる年金相談予約の開始

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターで

予約制による年金相談を実施しています。年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、年金の相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

従来、予約のお申し込みは、予約受付専用電話や年金事務所等の窓口などで承っていましたが、令和3年5月6日(木)より、高齢年金のターンアラウンド請求書(緑色の封筒)が届いた方を対象に、インターネットでの相談予約の受付も開

始しています。



△高齢年金のターンアラウンド請求書 (緑色の封筒)

インターネットでのご予約は、土日祝日を含め、午前8時～午後11時30分となり、日本年金機構のホームページ内の「予約相談について」のページから年金相談予約サイトへアクセス可能となります。予約された方には、予約前日にリマインドメールを送付します。

日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> 電話でも、引き続き申し込みが可能です。

予約受付専用電話

☎ 0570(05)4890(ナビダイヤル) 050で始まる電話でおかけになる場合は ☎ 03(6631)7521 (一般電話)

受付時間 月～金曜日(平日) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

※週の初日は混雑が予想されます。 ※予約相談希望日の前日まで受け付け

ています。

問 青梅年金事務所
☎ 0428(30)3410

年金相談会を開催します

年金の専門家(社会保険労務士)による予約制の個別相談です。年金について気になることや不安なことなど、お気軽にご相談ください。

日時 7月21日(水) 午前9時～午後4時

(正午～午後1時は除く)

※相談時間は、おおむね30分以内

場所 役場1階 町民談話室

持物 相談に関する書類など

申込 町民課 保険年金係へ電話

問 町民課 保険年金係

☎ 042(588)4110



国民年金の加入と保険料、保険料免除など

国民年金の加入と保険料
国民年金は、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方が、被保険者(加入者)となります。

令和3年度の保険料は、1万6千610円(月額)です。

会社等を退職した場合や健康保険の被扶養者でなくなった場合、国民年金の加入や種別変更の手続きが必要な場合があります。

例えば、60歳前の方で会社等を退職し

厚生年金保険の被保険者でなくなった場合は、国民年金の加入の手続きが必要になります。また、会社等を退職した方の配偶者が第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される配偶者)であった場合は、国民年金の種別変更の手続きが必要になります。

手続きが必要な場合は、青梅年金事務所国民年金課または町民課保険年金係で届出をお願いします。届書は各窓口を用意しています。

手続きに必要なもの

■年金手帳

■退職年月日がわかるもの(離職票、退職証明書、健康保険資格喪失証明書など)

日本年金機構では、年金制度やメリットをホームページや動画で紹介しています。

日本年金機構HP
↓
国民年金の加入保険料のご案内



国民年金保険料免除などの申請

保険料が納め忘れの状態、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、青梅年金事務所または日の出町町民課保険年金係の窓口で手続き

国民年金には以下のようなメリットがあります

老後を支える終身保険!
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保証です。

万が一の障害や遺族を保障!
老後だけでなく現役世代の保証も充実しています。

保険料が控除!
納めた保険料の全額が所得から控除されます。

基礎年金の半分は国(税金)が負担!
基礎年金の半分は国(税金)から支払われています。

問 青梅年金事務所 国民年金課
☎ 0428(30)3410
町民課 保険年金係
☎ 042(588)4110

をお願いします。申請書は、窓口へお付けしてあります。申請書は、窓口へお付けしてあります。
令和3年度分(令和3年7月分～4年6月分まで)の免除などの受付は令和3年7月1日から開始されます。
また、申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができます。
国民年金保険料の納付相談などは、年金事務所が窓口となります。ご相談のある方は、青梅年金事務所へお問い合わせください。

(有料広告)



OKUNO EYE CLINIC
おくの眼科
OKUNO EYE CLINIC

診療時間 ※日曜・祝日は休診日となります。

	月	火	水	木	金	土
9:00-12:30	○	○	○	○	○	○
15:00-18:00	○	○	○	-	○	-

〒197-0804 東京都あきる野市秋川4-2-5 **TEL.042-532-7707**

※送迎サービスあり ※コンタクトレンズ・日帰り白内障手術

医師紹介

院長 奥野 孟
医学博士 眼科専門医



あきる野 おくの眼科

駐車場10台あり